

平成30年度答申第14号
平成30年6月1日

諮問番号 平成30年度諮問第7号（平成30年5月11日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定労働者派遣事業の廃止命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則6条4項に基づく特定労働者派遣事業の廃止命令（以下「本件処分」という。）を受けたのに対し、これを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

（1）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）23条3項は、派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣法23条の2に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない旨規定し、上記「厚生労働省令で定めるところ」として、労働者派遣

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「派遣則」という。）17条の2は、派遣法23条3項の規定による報告は、毎事業年度経過後3月が経過する日までに、当該事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書を厚生労働大臣に提出することにより行わなければならない旨規定する。

- (2) 派遣法48条1項は、厚生労働大臣は、派遣法の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる旨規定する。

派遣法48条3項は、厚生労働大臣は、派遣法23条3項の規定に違反した派遣元事業主に対し、派遣法48条1項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお派遣法23条3項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる旨規定する。

なお、上記派遣法48条1項の規定による指導及び助言並びに同条3項の規定による指示に係る厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地等の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任されている（派遣則55条3号）。

- (3) 改正法附則6条1項は、改正法の施行の際現に改正前の派遣法16条1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業を行っている者は、改正法の施行日（平成27年9月30日から施行）から起算して3年を経過する日までの間は、労働者派遣事業の許可（派遣法5条1項）を受けることなく、引き続き特定労働者派遣事業を行うことができる旨規定する。

改正法附則6条4項は、厚生労働大臣は、同条1項の規定による特定労働者派遣事業を行う者が派遣法48条3項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお派遣法23条3項の規定に違反したときは、当該特定労働者派遣事業の廃止を命ずることができる旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、改正法附則6条1項の規定により特定労働者派遣事業を行う者であったが、平成27事業年度に係る関係派遣先派遣割合報告書（以下「本件報告書」という。）を、派遣則17条の2に規定する提出期限である平成27年7月31日までに提出しなかった。

(審査請求書)

(2) A労働局長は、平成27年9月1日付けで、派遣法48条1項に基づき、審査請求人に対し、同月15日までに本件報告書を提出することを求める旨の是正指導書を発出し、指導を行ったが、審査請求人は、同日までに本件報告書を提出しなかった。

(是正指導書)

(3) A労働局長は、平成28年1月6日付けで、派遣法48条3項に基づき、審査請求人に対し、同月20日までに本件報告書を提出することを指示するとともに、これに従わない場合には事業廃止を命ずる旨を記載した労働者派遣事業指示書を発出し、指示を行ったが、審査請求人は、同日までに本件報告書を提出しなかった。

(労働者派遣事業指示書)

(4) 処分庁は、本件処分を予定して、平成29年4月3日付けの聴聞通知書(以下「本件聴聞通知書」という。)をもって、審査請求人に対し、同年5月8日又は同月9日に聴聞を行うことを通知した。

(聴聞通知書)

(5) 審査請求人は、上記(4)の聴聞期日に出頭しなかった。

(聴聞報告書)

(6) 処分庁は、平成29年5月29日付けの書面をもって、審査請求人に対し、本件処分をした。

(特定労働者派遣事業廃止命令書)

(7) 審査請求人は、平成29年8月2日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、平成30年5月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 立て続いたトラブルで会社運営に行き詰まり、ここ2年資金の回収とトラブル対応が中心となっている。会社も社長一人となりほぼ休眠状態の中に、派遣事業もできなかった。そのため、派遣報告は手付かずの状態であった。

- (2) 本件聴聞通知書が届いていなくて、聴聞に応じられなかった。
- (3) 平成29年5月に総務社員を雇い、本件に関して実績ゼロの報告をするように指示し、報告準備をしていたところに、本件処分の通知が届いた。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件処分は、所定の手続を経て、報告期限から約1年10か月後に行われたものであるが、審査請求人の主張する事情を踏まえても、本件報告書を作成するのに難しい点があったとは認められないことから、本件処分が行われるまでに本件報告書を作成し得なかったという審査請求人の主張を容認することはできない。
- 2 審査請求人は、聴聞の通知が行われているにもかかわらず、正当な理由なく期日に出頭せず、かつ、陳述書等も提出しなかったのであるから、聴聞主宰者が審査請求人に対し改めて意見を述べる等の機会を与えることなく聴聞を終結したことは妥当である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件処分の適法性及び妥当性について
 - (1) 審査請求人は本件報告書を期限までに提出していないところ、本件報告書を期限までに提出しない場合は、派遣法48条3項の指示の対象となり、同指示に従わない場合は、労働者派遣事業の廃止命令の対象となる。
本件報告書を提出しなかった理由につき審査請求人が主張する事情を考慮しても、期限までに提出しなかったことに合理的な理由があるとは認められない。
 - (2) 審査請求人は、本件聴聞通知書が届いていないと主張するが、本件聴聞通知書に係る書留・特定郵便物等差出票及び「連続番号検索結果—日本郵便」と題する書面によれば、本件聴聞通知書が審査請求人方に郵送されていることが認められるのであって、聴聞手続に違法な点も認められない。
 - (3) したがって、審査庁の判断は妥当である。
- 3 まとめ
以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史